

「さいたま市個人情報保護法施行条例（骨子案）」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ/条項	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	<p>【条例の名称について】</p> <p>これまでも国の法律を受け制定された条例は「〇〇条例」であり、必ずしも「〇〇施行条例」ではない。今回、なぜ個人情報保護法施行条例なのか。個人情報保護条例でよいのではないのか。</p>		1	<p>本市において、国の法律を直接適用し、その施行に関し必要な事項を定めることを趣旨としている条例では、通常「さいたま市医療法施行条例」や「さいたま市食品衛生法施行条例」といった「〇〇法施行条例」の名称を用いております。</p> <p>また、国（個人情報保護委員会）から示された条例のモデル案においても「〇〇市個人情報保護法施行条例」の名称を用いており、多くの地方公共団体がこのモデル案を参考に条例改正又は制定をすることが想定されるため、「法施行条例」の名称を用いることが望ましいと考えます。</p> <p>したがって、本市においても「さいたま市個人情報保護法施行条例」の名称を用いたものです。</p>	骨子案のままいたします。
2	<p>【自己情報コントロール権について】</p> <p>現条例では、第一条に「市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利」が明記されているが、新たな条例では、この規定がなくなるのか。「自己情報コントロール権」は重要であり、条例においてもきちんと明記すべき。</p>		1	<p>自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利については、個人情報保護法第76条（開示請求権）、第90条（訂正請求権）、第98条（利用停止請求権）において条文上明らかにされているため、本条例において改めて明記する必要は無いものと考えます。</p>	骨子案のままいたします。
3	<p>【審議会について】</p> <p>外部委託、外部提供、目的外利用などをおこなった一定の案件については審議会への事後報告をおこなうようにすべき。審議会が必要と考えた場合は該当所管から説明を受ける。</p>		1	<p>個人情報保護法において、外部委託、外部提供及び目的外利用などを行った案件を審議会へ報告する義務はありませんが、個人情報を適切に管理するため、本条例骨子案第3条第1項「個人情報取扱事務の届出」により、これらについて事前に届出する義務を規定する予定です。</p> <p>さらに、同条第4項の規定により、届出内容をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会へ報告することとしており、必要に応じて担当課から説明を行うことを予定しています。</p> <p>このような方法により審議会へ報告を行うことで、個人情報を適切に管理できるものと考えます。</p>	骨子案のままいたします。

■ 集計結果

意見提出者数	1名
意見項目数	3件
修正項目数	0件